

3. **請負者**は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を**監督職員**に提出しなければならない。
  4. **請負者**は、契約書第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格または性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに**監督職員**に提出しなければならない。
  5. **請負者**は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。
  6. 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、**設計図書**または**監督職員**の指示によるものとする。
  7. **請負者**は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料または貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、**監督職員**の指示に従うものとする。なお、**請負者**は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
  8. **請負者**は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、**監督職員**の承諾を得なければならない。
  9. **請負者**は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。
  10. 支給材料及び貸与品の所有権は、**請負者**が管理する場合でも発注者に属するものとする。
- 1 - 1 - 20 工事現場発生品
1. **請負者**は、**設計図書**に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、**設計図書**または**監督職員**の指示する場所で**監督職員**に引き渡さなければならない。
  2. **請負者**は、第1項以外のものが発生した場合、**監督職員**に通知し、**監督職員**が引き渡しを指示したのものについては、現場発生品調書を作成し、**監督職員**の指示する場所で**監督職員**に引き渡さなければならない。
- 1 - 1 - 21 建設副産物
1. **請負者**は、**建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）**を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
  2. **請負者**は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に明示がない場合には、本体工事または**設計図書**に指定された仮設工事にあつては、**監督職員**と協議するものとし、**設計図書**に明示がない任意の仮設工事にあつては、**監督職員**の承諾を得なければならない。
  3. **請負者**は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、**産業廃棄物管理票（マニフェスト）**により、適正に処理されていることを確認するとともに、整備、保管し、**監督職員**から請求があつた場合はこれを提示しなければならない。なお、**請負者**は、**産業廃棄物管理票（マニフェスト）**総括表を作成し、完成時に**監督職員**に提出しなければならない。
  4. **請負者**は、建設資材及び建設副産物発生・搬出の有無に関わらず工事請負代金が500万円以上の場合には**再生資源利用計画書**及び**再生資源利用促進計画書**を所定の様式に基づき作成し、**施工計画書**に含め**監督職員**に提出しなければならない。
  5. **請負者**は、**再生資源利用計画書**及び**再生資源使用促進計画書**を作成した場合、または**再生資源利用計画書**及び**再生資源利用促進計画書**を作成しない場合であっても、

最終請負金額が500万円以上の工事については、工事完了後速やかに**再生資源利用実施書**及び**再生資源利用促進実施書**を電子ファイル（**建設リサイクルデータ統合システム（CREDas）**により作成されたもの）とともに**監督職員**に提出しなければならない。なお、**設計図書**に記載された事項が、優先されるものとする。

6．**請負者**は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号)(以下リサイクル法という。)の対象工事の場合、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは**再生資源化等報告書**を提出しなければならない。

7．**請負者**（排出事業者）は、次のことに留意し、建設廃棄物の適正な処理に努めなければならない。

(1) 建設廃棄物を搬出する際は、事前に**建設廃棄物処理委託契約**を結ばなければならない。

なお、その際の契約は、排出事業者と収集運搬業者または排出事業者と処分業者との、必ず2者間で結ばなければならない。ただし、収集運搬業者と処分業者が同一業者（許可業者に限る）の場合は、1枚の契約書によることができる。

(2) 建設廃棄物を搬出する時は、その都度確実に委託業者に対して**産業廃棄物管理票（マニフェスト）**を発行しなければならない。

8．**請負者**は、建設発生土については、第1編1-1-21 建設副産物2項の規定により適切に処理しなければならない。

9．**請負者**は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、**設計図書**によるものとする。

なお、**請負者**は、やむを得ず**設計図書**に定められた場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、**監督職員**と**協議**しなければならない。

10．**請負者**は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-6 **施工計画書**第1項の**施工計画書**の記載内容に加えて**設計図書**に基づき以下の事項を**施工計画書**に記載しなければならない。

(1) 処理方法（場所・形状等）

(2) 排水計画

(3) 場内維持等

11．**請負者**は、建設発生土の受入れ地への搬入土量が**確認**できる資料（伝票等）を整備・保管し、**監督職員**から請求があった場合には直ちに**提示**しなければならない。

12．建設発生土受入れ地については、**請負者**は、建設発生土受入地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。

#### 1-1-22 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

1．**監督職員**は、工事が**契約図書**どおりおこなわれているかどうかの**確認**をするために必要に応じ、工事現場または製作工場に立ち入り、**立会**し、または資料の**提出**を請求できるものとし、**請負者**はこれに協力しなければならない。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
  - (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
  - 5. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、**請負者**に対して、期限を定めて修補の**指示**を行うことができるものとする。
  - 6. 修補の完了が**確認**された場合は、その**指示**の日から補修完了の**確認**の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。
  - 7. **請負者**は、当該完成検査については、第1編1-1-22第2項の規定を準用する。
- 1-1-26 既済部分検査等
- 1. **請負者**は、契約書第38条第2項の部分払の**確認**の請求を行った場合、または、契約書第39条第1項の工事の完成の**通知**を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。
  - 2. **請負者**は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、**監督職員**に提出しなければならない。
  - 3. 検査職員は、**監督職員**及び**請負者**の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
    - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
    - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
  - 4. **請負者**は、検査職員の**指示**による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。
  - 5. **請負者**は、当該既済部分検査については、第1編1-1-22第2項の規定を準用する。
  - 6. 発注者は、既済部分検査に先立って、**監督職員**を通じて**請負者**に対して検査日を**通知**するものとする。
- 1-1-27 中間検査
- 1. **請負者**は、長崎県建設工事検査規程に基づく、中間検査を受けなければならない。
  - 2. 完成検査、既済部分検査は、長崎県財務規則第119条の3の検査を実施するときに行うものとする。
  - 3. 中間検査は、工事施工の途中で特に確認が必要な場合に実施するものとする。
  - 4. 中間検査の時期選定は、**監督職員**が行うものとし、発注者は**請負者**に対して中間検査を実施する旨及び検査日を**監督職員**を通じて事前に**通知**するものとする。
  - 5. 検査職員は、**監督職員**及び**請負者**の臨場の上、工事目的物を対象として**設計図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
    - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
    - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
  - 6. **請負者**は、当該技術検査については、第1編1-1-22第2項の規定を準用する。

#### 1 - 1 - 28 部分使用

- 1 . 発注者は、**請負者**の同意を得て部分使用できるものとする。
- 2 . **請負者**は、発注者が契約書第 33 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査または**監督職員**による品質及び出来形等の検査（**確認**を含む）を受けるものとする。

#### 1 - 1 - 29 施工管理

- 1 . **請負者**は、工事の施工にあたっては、**施工計画書**に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が**設計図書**に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
- 2 . **監督職員**は、以下に掲げる場合、**設計図書**に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、**請負者**は、**監督職員**の**指示**に従うものとする。これに伴う費用は、**請負者**の負担とするものとする。
  - ( 1 ) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
  - ( 2 ) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
  - ( 3 ) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
  - ( 4 ) 前各号に掲げるもののほか、**監督職員**が必要と判断した場合
- 3 . **請負者**は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に**提出**しなければならない。ただし、それ以外で**監督職員**からの請求があった場合は直ちに**提示**しなければならない。なお、「長崎県建設工事施工管理基準」に定められていない工種については、**監督職員**と**協議**の上、施工管理を行うものとする。

#### 1 - 1 - 30 履行報告

**請負者**は、契約書第 3 7 条の規程により中間前金払を選択する場合は、契約書第 1 1 条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に実施工程表・出来高数量・完成部分の状況写真を含めて**監督職員**に**提出**しなければならない。

#### 1 - 1 - 31 使用人等の管理

- 1 . **請負者**は、使用人等（下請負者またはその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2 . **請負者**は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

#### 1 - 1 - 32 工事中の安全管理

（一般事項）

- 1 . **請負者**は、**建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱**（長崎県土木部）**土木工事安全施工技術指針**（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 13 年 3 月 29 日）**建設機械施工安全技術指針**（建設省建設経済局建設機械課長 平成 6 年 11 月 1 日）**「港湾工事安全施工指針**（社）日本埋立浚渫協会」、**「潜水作業安全施工指針**（社）日本潜水協会」及び**「作業船団安全運行指針**（社）日本海上起重技術協会」を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない

## 港湾工事等海上起重作業船団長配置要領

平成 13 年 3 月 30 日国港建第 96 号  
港湾局長から各地方整備局長あて

### 1. 目的

この要領は、港湾及び港湾海岸に係る海上起重作業を伴う請負工事において、海上起重作業船団を指揮・監督等する者（以下「船団長」という。）に適正な技術者を配置することにより、海上起重作業の安全と円滑な施工を確保することを目的とする。

### 2. 船団長の業務

船団長は、次の業務を行うものをいう。

- 1) 作業船団の作業方法の検討
- 2) 海上起重作業の指導、監督
- 3) 作業船団に係る施工管理、安全に対する指揮、監督
- 4) 作業船団内の作業従事者に対する指導または監督
- 5) 現場代理人等との連絡調整
- 6) 他の作業関係者との連絡調整

### 3. 海上起重作業管理技士の配置

**請負者**は、別表に示す海上起重作業船団の船団長には、社団法人日本海上起重技術協会の行う「海上起重作業管理技士」認定試験に合格した者（以下「管理技士」という。）を配置するものとする。

なお、船団長に管理技士を配置できない場合は、当該船団の本船船長としての乗船経歴を**監督職員**に提出し、これと同等以上の能力を有する者として**承諾**を得るものとする。

### 4. 実施体制の表示

**請負者**は、別表に示す海上起重作業船団毎に、船団長に配置する者の氏名を**施工計画書**に記載するものとする。

### 5. 資格証明書等の携行

**請負者**は、海上起重作業船団に配置した船団長に対し、その者が管理技士であることまたは管理技士と同等以上の能力を有する者として**承諾**を得た者であることを証する**書面**を常に携行させるものとする。

(別表) 海上起重作業船団

船団名	船団構成	本 船	付 属 船				
			引船	揚錨船	土運船	台船	ガット船
1.起重機船団		起重機船またはクレーン付台船					
2.グラブ浚渫船団		グラブ船					
3.杭打船団		杭打船					
4.サドコパクシヨ船団		サドコパクシヨ船					
5.サドトレ船団		サドトレ船					
6.深層混合処理船団		深層混合処理船					
7.ケーソ製作作業船団		ケーソ製作作業船					
8.コンクリートミキサー船団		コンクリートミキサー船					
9.バックホリ及びディッパ-浚渫船団		バックホリ及びディッパ-船					
10.揚土船団		揚土船					

## 港湾工事等潜水作業従事者配置要領

平成 13 年 3 月 30 日国港建第 96 号  
港湾局長から各地方整備局長あて

### 1. 目的

この要領は、港湾及び港湾海岸に係る潜水作業を伴う請負工事における潜水作業に従事する者（以下「潜水土」という。）の適正な配置を定めることにより、安全な潜水作業と的確な施工を確保することを目的とする。

### 2. 定義

(1) この要領において「港湾潜水技士」とは、社団法人日本潜水協会の行う港湾潜水技士認定試験に合格した潜水土を総称し、「一級港湾潜水技士」、「二級港湾潜水技士」及び「三級港湾潜水技士」とは、それぞれ一級、二級及び三級港湾潜水技士認定試験の認定者をいう。

(2) この要領において「無級者」とは、前項の港湾潜水技士以外の潜水土をいう。

### 3. 港湾潜水技士及び無級者の潜水作業

(1) 港湾潜水技士は、潜水作業に単独で従事できる。

(2) 無級者は、一級港湾潜水技士または二級港湾潜水技士の指導のもとでなければ潜水作業に従事することができない。ただし、作業経歴書を監督職員に提出し、三級港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者にあつては、この限りでない。

### 4. 潜水作業指揮者及び潜水作業管理者の配置と業務

**請負者**は、別表に示す作業区毎に次の基準により潜水作業指揮者（以下「指揮者」という。）及び潜水作業管理者（以下「管理者」という。）を配置するものとする。

(1) 2 名以上の者が共同で潜水作業を行う場合には、当該作業に従事する潜水技士の中から一級港湾潜水技士または二級港湾潜水技士（作業経歴書を監督職員に提出し、二級港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者を含む。）を指揮者として 1 名以上配置するものとする。

(2) 指揮者は、次の業務を行うものとする。

イ．作業方法の決定、潜水土等の配置及び潜水作業の指揮

ロ．潜水土等に対する指導または監督

ハ．異常時等における措置

ニ．他の作業関係者との連絡

ホ．合図者の指名

ヘ．合図の統一

(3) 6 名以上の者が共同で潜水作業を行う場合には、当該作業に従事する潜水土の中から管理者として一級港湾潜水技士（作業経歴書を監督職員に提出し、一級港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者を含む。）1 名を配置し、潜水作業全般の統括業務及び指揮者の指導、助言を行わせるものとする。

### 5. 実施体制の表示

**請負者**は、別表に示す作業区分毎にそれぞれ潜水作業に従事する潜水土の氏名及び指揮者、管理者の配置状況を**施工計画書**に記載するものとする。

## 第5章 無筋・鉄筋コンクリート

### 第1節 適用

1. 本章は、無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編第2章材料編の規定によるものとする。
3. **請負者**は、コンクリートの施工にあたり、土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、**監督職員**の承諾を得なければならない。
4. **請負者**は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）および「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を**確認**しなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

1. **請負者**は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監督職員**に**確認**を求めなければならない。

土木学会	コンクリート標準示方書【施工編】	（平成14年3月）
土木学会	コンクリート標準示方書【構造型態照査編】	（平成14年3月）
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	（平成12年2月）
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	（平成14年7月31日）
国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	（平成14年7月31日）
土木学会	鉄筋継手指針	（昭和57年2月）
土木学会	鉄筋継手指針（その2） - 鉄筋のエンクローズ溶接継手	（昭和59年9月）
（社）日本圧接協会	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書	（平成17年4月）
2. **請負者**は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す**許容塩化物量**以下のコンクリートを使用しなければならない。
  - (1) 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量（ $Cl^-$ ）は、 $0.30 \text{ kg/m}^3$ 以下とする。
  - (2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウト及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量（ $Cl^-$ ）は $0.30 \text{ kg/m}^3$ 以

下とする。

(3) アルミナセメントを用いる場合、電食の恐れがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量 ( $\text{Cl}^-$ ) は  $0.30 \text{ kg/m}^3$ 以下とする。

3. **請負者**は、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、**監督職員**と**協議**しなければならない。

### 第3節 レディーミクストコンクリート

#### 5-3-1 一般事項

本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」を適用する。

#### 5-3-2 工場の選定

1. **請負者**は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JIS マーク表示認証工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。

2. **請負者**は、JIS マーク表示認証工場で製造され JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、**監督職員**の請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。

なお、JIS マーク表示認証工場で、かつ**長崎県生コンクリート品質管理監査制度の監査合格証**を取得した工場で製造された、上記レディーミクストコンクリートについては、配合に臨場する必要はないものとし、又施工に先立ち、**監査合格証**の写しを**監督職員**に**提出**することで、材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。

3. **請負者**は、JIS マーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、**設計図書**に指定したコンクリートの品質が得られることを**確認**の上、その資料により**監督職員**の**確認**を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

4. **請負者**は、JIS マーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及び JIS マーク表示認証工場であっても

